

動物供養の倫理を考える

—動物解放論からの疑問—

金 谷 実 可 子*

目 次

1.はじめに	3)参考する倫理
1)研究背景	3. 動物供養の倫理を考察する
2)研究目的	1)動物供養の倫理とは何か
3)検討課題	2)考え方を取り入れる
2. 動物供養を考えるための糸口	3)まとめ
1)日本の動物観	4. おわりに
2)動物解放論とその背景としての倫理	

1. はじめに

1) 研究の背景

(1) 完全菜食主義

今日、世間にはありとあらゆる食べ物があふれている。そのさまざまな食べ物の中から自分で何を食べるかを選択するという行為は、我々にとってあたりまえのこととなっている。何を食べるか選択することは何を食わないか選択することと同義である。一般的に、人々は各々の嗜好によって「食べるもの」を選択する。しかし一方では、宗教、健康、倫理等の理由から「食わないもの」を選択するという人々も存在する。その一例として、「肉を食べない」と選択するいわゆるベジタリアンと呼ばれる人々の存在がある。

日本ではあまり認知されていないが、一言でベジタリアンといっても実にさまざまな種類がある。植物性食品に加え、卵や乳製品も食べるラクト・オボ・ベジタリアン (Lacto-Ovo-Vegetarian : 乳卵菜食)、乳製品は食べるが卵は食べないラクト・ベジタリアン (Lacto-Vegetarian : 乳菜食)、動物性の食品は一切食べないヴィーガン(Vegan)などこの他にも細かな分類がある。最後に挙げたヴィーガンと呼ばれる人々は、動物性食品のみならず、動物製品(革製品・シルク・ウール・羊毛油・ゼラチンなど)や生産の過程で動物実験が行われた製品(化粧品・医薬品など)までも拒絶する。このことから、ヴィーガンの立場は完全菜食主義 (Veganism) と呼ばれる。

この完全菜食主義では動物を利用した製品(動物の産業利用)に関して拒絶する立場がとられるが、その立場をとる理由を次項でみていく。

* (株) ニトリ

(2) 動物解放論

宗教や健康上の理由から、とある動物性食品を拒否することは納得できる。しかし、動物の産業利用を拒む理由は宗教や健康上の理由からは外れると考える。ではヴィーガンとなる理由とは何か。本稿ではその理由、すなわち完全菜食主義を裏付けるものとして、哲学者ピーター・シンガーの著作『動物の解放』をあげる。

シンガー (2009) は、人間が他の動物を利用してもよいのかという議論の根拠となる概念「種差別 (speciesism)」について述べている。「種差別 (speciesism)」とはその名の通り生物種による差別のことである。人間は他の(とりわけ産業利用をしている)動物を差別している。シンガーによれば、人間の利益を「人間だから」という理由で優先して、動物には「動物だから」という理由で配慮しないことは、その存在が属している生物種によって配慮するかしないかを非合理的に選択する、種差別(生物種による差別)であるとしている。そして、これは、白人の利益を「白人だから」という理由で優先して、黒人には「黒人だから」という理由で配慮しないという、人種差別と同じような問題である、という。シンガーが『動物の解放』で動物に関して主張していることは、動物に苦痛を与え殺害することによって成り立つ肉食という慣習を放棄し菜食主義者になるべきであること、毛皮製品や開発に動物実験が用いられた化粧品などの不買運動を行うべきであること、研究の場における動物実験について厳密な規制を実施すべきであること、などである。以上のシンガーの主張は動物解放運動につながり、この動物解放論は完全菜食主義を裏付ける代表的なものになっている。

上述したシンガーの主張により、動物の産業利用を拒む理由は明らかになった。しかし、動物に対する種差別の完全撤廃を主張するこの動物解放論は明らかに極端すぎる。人間が動物に対して種差別を行っているのは事実であるかもしれないが、種差別の根絶を目指すことは人間がこれまで構築してきたこの世界のありかたを大きく変えることと同義である。断定はしかねるが動物の産業利用を完全になくすことは不可能に近いといえる。

2) 研究の目的

本稿の目的は、上述した動物解放論の極端すぎる主張に対して新たな見方を提案することである。動物解放論は論述としては筋が通っている。しかし、疑問を抱く者も少なからずいるはずである。日本というより西洋以外の文化圏で動物解放論を受け入れることに抵抗がある者が多いと推察される。なぜなら、動物解放論の考え方は西洋における倫理的思考から展開してきたものであるからだ。シンガーの動物解放論の背景となる倫理的思考は、特に20世紀にイギリスやアメリカで発達してきた英米倫理学のなかの規範倫理学理論の帰結主義にある。本稿では第2節第2小節で規範倫理学について述べるが、この倫理理論が背景にあることによって生じる特徴がいくつかある。そのひとつは、ある倫理的判断(xすべきだ/してもよい/してはならない)をそれ以上さかのぼれない第一原理ではなく、最大幸福原理や他者の尊重など、より根本的な原理から導出することである。シンガーの考えでは、

利害というものを倫理の基礎（原理）に据えている。人間についてのことだけでなく、動物についてもこのような原理へとさかのぼって考えるという方法は西洋以外の人々（少なくとも日本人）にとって馴染みのないものではないだろうか。

現存する道徳から動物の産業利用の是非を結論付けることは容易ではない。重要なのは、異なる立場にある人間同士が折り合いをつけることのできる新たな規範を用意することである。この新たな規範を、動物供養・慰霊という日本的な動物に対する態度またはその倫理について考えながら、他の既存の倫理観からもヒントを得て見出していきたい。

3) 検討課題

本稿では、日本では広く普及している動物の供養・慰霊について考えることで動物解放論に対する新たな視点を拓いていく。ここで、なぜ動物供養・慰霊を取り上げたのかを説明する。自分たちが命を奪った動物を供養または慰霊するというのは、まったくないわけではないものの、欧米にはあまり見られない風習である。それに対し、日本では現在でもペットだけでなく、家畜や実験動物のための供養・慰霊が供養・慰霊碑や慰霊祭などのかたちでほぼ必ず実施されている。よって、動物供養は西洋にはない、日本独自の動物に対する態度が色濃く反映しているはずである。

動物解放論の考え方は西洋で展開されたことから西洋の動物観からも影響を受けていると考えられる。よって動物供養という日本的な視点を取り入れることは、この議題の解決につながる糸口をみつけるものとなりうるだろう。

以降、動物供養・慰霊について、「動物供養」と呼ぶ場合と「動物慰霊」と呼ぶ場合では、「霊」の存在を意識するかどうかなど、背景となる考え方に差がある可能性があるが、本稿ではとくに区別しない。便宜上、本稿では「動物供養」という言葉で両者の儀式を統合的に扱う。また、本稿で考える動物供養は主に産業動物に対して行われるものを取り扱い、ペットなどの愛玩動物に対する供養については一切触れないものとする。

2. 動物供養を考えるための糸口

この章では、本稿の問題の発端となった動物解放論や、動物供養とその倫理について考える上で参考になると考えられる日本人の動物観、ケアの倫理、責任原理について紹介する。

1) 日本の動物観

この節では日本での動物に対する倫理観を見出すための項目として、仏教と神道、動物愛護、産業動物の供養について紹介する。

(1) 仏教と神道、そして愛護

まず、日本における動物の扱いの基盤となっているものには仏教と神道それぞれの動物観が存在し、それらが複雑にからみあっている。仏教側の動物観の基礎として、不殺生戒が

存在する。不殺生戒は仏教の伝来とともに日本へ導入され、675年以後、数多くの禁令が発布された。しかし、日本で肉食が行われていなかったわけではなく、歴史上ずっと獣肉は食用にされていた。もっとも、ほとんどは狩猟鳥獣で、食肉用の動物の飼育は沖縄などの地域を除けばまれであったようである。神道には動物全般を保護する不殺生のルールは存在しないが、神域などの形で野生動物が保護される場合もある。

日本仏教が神道と相互に作用しながら独自に発達させていったのが悉皆成仏（しっかいじょうぶつ）、または悉有仏性論（しつうぶつしょうろん）と呼ばれる考え方である。これは自然物も含めてあらゆるものはすべて仏となる性質（西洋流に言えば魂にあたるもの）を持っている、という考え方を指す。

また、日本では1900年代初頭に西洋から動物保護運動を導入した際、「動物愛護」という言葉が生まれた。この言葉は日本独自のものであり、実際、「動物愛護」と直接対応する言葉を欧米の動物保護運動のなかでみつけるのは難しい。英語では、「虐待防止」(prevention of cruelty) や「動物保護」(animal protection) が動物愛護にあたる表現だが、「愛」という心情的な要素が欠けている。

以上の2つの動物観は日本特有のものであると同時に、供養が行われることの背景にあるものとも見受けられる。

(2) 産業動物の供養

産業動物は主に実験動物と畜産動物に分けられる。第1節でも触れたように日本ではペットといった愛玩動物だけでなく、産業動物に対してもそれらの死後に供養を行う。

まず、実験動物の供養については、動物実験施設での動物供養の実態調査が行われている(西川・森下(2011))。それによると、対象とした127機関中83機関(大学39、行政11、その他2)より返答があつて、73機関で公式行事として開催していた。そのうち宗教的儀式として行っているのが38件(うち仏式18、神式11)、無宗教な行事として行っているのが35件である。さらに行事の目的については、回答のあつた83機関中、「感謝」(appreciation)をあげたのが28、「慰霊」(comfort the spirit)が22、「供養」(consolation)が10だった。

他方、畜産動物の供養についてどのような意図で行われているかに対する既存の研究は見られなかった。しかし、インターネット上で公開されている情報からどのような形態、意図で動物供養が行われているかを知ることができた。畜産関係の動物供養は畜魂祭、畜魂慰霊祭、獣魂慰霊祭、家畜慰霊祭などさまざまな名称で開催されている。主催団体としては食肉市場が主催する場合やJA(農業協同組合)が行う場合などが目立つが、食品会社が社内で行う場合やNPOが行う場合などさまざまなパターンがある。行事の形式についても、神式と仏式の両方が混在している。

多様な畜産動物の供養であるが、行事の目的として述べられる内容には共通点がある。大阪市食肉市場畜魂祭では「例えることのできぬ哀願の思いと、限りなき感謝の念」を表すた

め、とされ、広島市食肉市場の畜魂慰霊祭では「人類のタンパク補給源として尊い生命を犠牲にした幾多の家畜に対して感謝し、併せてその霊の冥福を祈念するため」と目的を表現している。実験動物の供養の場合と同様に、畜産動物の供養でも「感謝」が重要なキーワードになっていることがわかる。

2) 動物解放論とその背景としての倫理学

ここでは本稿の問題の発端となるシンガーの動物解放論とその背景について述べる。

(1) 規範倫理学

第1節第2小節で触れた規範倫理学について紹介する。前述したように規範倫理学は、英米倫理学のひとつの分野のことを指し、シンガーの動物解放論の背景にある帰結主義の理論もこの規範倫理学理論の1つとなっている。

規範倫理学は、人はどう生きるべきか、何をなすべきかといった問いをつきつめていき、最終的な根拠までさかのぼろうという分野である。その根拠のさかのぼり方にはさまざまなものがあるが、ここでは4つの方法を取り上げる。例えば、「なぜうそをついてはいけないのか？」という問いに対する答えの最終的な根拠として、以下のような答え方が考えられる。

- (a) うそをついてもいいということにすると結局みんなが困るから
- (b) うそをつくというのは相手をないがしろにすることだから
- (c) うそをつくような人間はろくな人間じゃないから
- (d) これまでの相手との関係から、うそをついてはいけないという責任が発生しているから

このうち、最初の3つの答え方は、規範倫理学の中の3つの理論と対応している。(a)は行為の評価の根拠はその行為の結果である、というタイプの考え方を示しており、規範倫理学の理論としては帰結主義と呼ばれる。関係者をより幸福にするような行為を選択すべきだ、という功利主義の考え方は帰結主義の代表であり、(a)も功利主義的な立場である。

(b)は結果がどうかにかかわらずその行為自体がもつ性格によって善し悪しを判断しようという考え方を示しており、規範倫理学の理論としては義務論と呼ばれる。(c)はそもそも倫理的な判断の対象は個々の行為というよりもその行為を行う人物の方だという考え方を示しており、規範倫理学の理論としては徳倫理学と呼ばれる。

(d)の考え方は関係的倫理と呼ばれる考え方である。関係的倫理とは、倫理の根拠を自分と相手の「関係」に求める考えで、「ケアの倫理」が代表としてあげられる(注1)。この他に、いわゆる「役割責任」なども関係的倫理に含まれるし、ある集団に属することからその集団の他のメンバーに対して発生する責任も「同じ集団に属する」という関係的倫理だと

いえる。関係的倫理の考え方をつきつめれば、赤の他人に対しては何をしても許されることになるが、通常は他の倫理理論と併用することでその結論は避けられる。

もうひとつだけ倫理学の理論的概念を紹介する。それは、「普遍化可能性」と呼ばれる性質である（注 2）。普遍化可能性とは、ある場面である倫理的判断を下したなら、それと道徳的に重要な点で違わないあらゆる場面で同じ判断に従うことになる、という道徳的判断の性質である。

普遍化可能性を動物倫理に即した例で考えてみる。「私は知性が高いから、知性の劣った動物を好きに扱ってよい」という判断を下した場合、「知性が高い動物は知性の劣った動物を好きに扱ってよい」という道徳的判断を暗黙の内に下していることになる。これが普遍化可能性を持つということは、自分が「知性の劣った動物」の立場に立ったとしても（例えば、非常に知性の高い宇宙人に捕らえられたという場合）、「相手は自分を好きに扱ってよい」という判断に同意しているということである。

（2）動物解放論

繰り返しになるが、シンガーの動物解放論は規範倫理学理論の 1 つである帰結主義を背景にしている。シンガーの考えの基本となる原理は「利害に対する平等な配慮の原理」と呼ばれる立場である。これは文字通り、行為を選択する際には関係者の利害を平等に配慮すべきである、という考え方であり、利害は本人の欲求によって定義される。これは幸福という言葉が利害に置き換わっただけで、言っている内容は功利主義と変わらない。シンガーの考える利害では、「願いが叶う」ことを利益、「叶わない」ことを不利益と捉える。

この立場からシンガーの動物解放論は簡単に導き出せる。願いが叶うことが利益であるならば、「願う」能力を持つ存在はすべて利害を持ち、そこには動物も含まれる。動物の「願い」を、単に動物のものだという理由で無視するのは「平等な配慮の原理」に反する。一方、「願い」をそもそも持たないものは利益・不利益も持たない。

シンガーの動物解放論では、「殺してはいけない」という判断はそれ以上さかのぼれない第一原理ではなく、最大幸福といったより根本的な原理から導き出される。その結果、生命ではなく幸福や危害が考察の中心となる。

この特徴は、動物解放論の議論でなぜ植物に対する倫理があまり問題にならないかを説明する。動物解放論では、利害というものを「願う」能力と結び付けることで、「願う」能力をもつ存在と持たない存在がなぜ同列に扱えないかが説明できる。「快楽や苦痛を意識する」能力は利害を持つための最低条件で、脊椎動物のほとんどは「快楽や苦痛を意識する」能力を持ち、「願う」能力を持つことになる。しかし、植物については「快楽や苦痛を意識する」能力があると考える理由はなく、ゆえに「願う」能力も持たないとされている。

また、道徳的判断というものが普遍化可能性という性質をもつはずだ、という前提も動物解放論に深くかかわってくる。普遍化可能性の原理から言えば、一般に、人間に対してしてはならないことは、なんらかの道徳的に妥当な根拠を示せないかぎり、他の動物に対しても

してはならない。このことから、種差別をしてはならないという結論が導ける。

ここで、前提として道徳的判断が普遍化可能性を持っていることに対する動物解放論への定番の反論がある。例えば、人間には他の動物にはないさまざまな能力（言語の使用、約束を理解する能力など）があるから、それを根拠に動物を人間と別に扱うのは種差別ではないのではないか、という反論がある。これに対して動物解放論側は、「限界事例」の議論を用いる。すなわち、人間と動物を分ける根拠とされるどの能力をとっても、ある種の動物（イヌ、チンパンジー、イルカなど）と同程度か、それ以下しか持たないというホモ・サピエンスの個体は存在する（乳児、認知症患者、精神障害者など）。そうした人々は総称して「限界事例」と呼ばれる。限界事例の人たちも他の人とまったく同等の基本的人権を持つとされる以上、それらの能力は別扱いの根拠とはならない。これは、動物と限界事例の人々を扱う際の私たちの基準が普遍化可能性をもっていることを指摘していることになる。

以上のことから、動物解放論は、基本原理までさかのぼって筋を通して考えるという倫理的思考のプロセスの模範的な例になっている。「限界事例の人々も含めてあらゆる人が基本的人権を持つ」という考え方と、動物と人間に関するいくつかの常識的事実、そして普遍化可能性などの倫理学で合意された前提を組み合わせると、ほとんど不可避免的に動物にも権利があるということを認めざるを得なくなるのである。

3) 参考する倫理

本節では動物解放論の背景にある倫理理論とは異なる理論をみていく。そこで、動物供養を倫理的に考える上で参考となる、ケアの倫理と責任という原理について紹介する。これらの倫理理論の考え方をすることは、動物供養の倫理を組み立てる助けとなる。

(1) ケアの倫理

この倫理は道徳性の発達理論のなかで登場した。発達心理学者のローレンス・コールバーグが提示した道徳性の発達理論にもとづいて研究をしていた同じく発達心理学者のキャロル・ギリガンがこの理論に疑問を抱き、提示したのがケアの倫理である。

(ア) コールバーグの道徳性の発達理論

コールバーグ (1987) によれば、道徳性の発達の程度は前慣習的レベル、慣習的レベル、脱慣習的レベル、さらに各レベルが 2 つの段階に分かれ、合計 3 レベル 6 段階に整序される。前慣習的レベルには権威に盲従する第 1 段階と自己利益にもとづいて規則を遵守する第 2 段階、慣習的レベルには社会的役割の遂行を善とする第 3 段階と社会秩序の維持を善とする第 4 段階、脱慣習的レベルには社会の構成員の幸福を目的とした社会契約を倫理の根拠とみる第 5 段階と普遍的に妥当する原理や一貫した良心を志向する第 6 段階がそれぞれ属している。このモデルでいう成熟とは、自己中心的な判断から脱却し、他者の役割に身をおいて推論することで自己の判断を普遍化する能力へ移行する過程であり、同時に、他律

的な服従や同調から道徳的判断の根拠を内面化していく過程である。

コールバーグは子どもを含む被験者の発達段階を調べるために、仮設したジレンマによる設問を用意した。そのジレンマのひとつが重い病気の妻を持つ夫ハインツが妻の命を救う薬代を払えないために薬屋から薬を盗むべきか、それとも、結果的に妻を助けることができなくても法を守って盗みをすべきでないかと問う「ハインツのジレンマ」である。

(イ) ギリガンの道徳性の発達理論—ケアの倫理

ギリガンもまたコールバーグ理論にしたがって研究を進めていた。しかし、ギリガン(1986)では、他の面では同等の能力をもつ11歳の男女を調べたところ、ハインツのジレンマに対する2人の回答は極めて対照的だった。男児はジレンマを生命と財産との2つの価値の対立と捉え、常に生命のほうがいっそう重要だから薬を盗むべきだと答えた。一方、女兒の反応は、夫が逮捕された場合に誰が妻の世話をするのか、ほかに薬代を払う方法はないのかなどの別の問題に飛んでしまい、明確な回答にたどりつかず、やがて「誰かを生かし続けるものを持っているなら、それを与えないのは正しくない」から薬屋が悪いという結論にいたった。

コールバーグの理論を適用すると、男児の判断には、法は人々の幸福のために存在しており、それゆえその目的に反する場合には法を破ってもよいとする脱慣習的レベルの発想がすでに生まれつつある。一方、女兒の判断は夫婦のおかれている個別の状況を抽象できてないゆえに慣習的レベルの発達段階にとどまっていると判断される。しかし、ギリガンはそう結論せず、むしろ女兒の発達段階を適切に理解するにはコールバーグの評価基準の方が不適切なのではないかと考えた。

ギリガンの調査では、この女兒と似たような反応を少なからぬ比率の女性が示していた。このことからギリガンは男女の道徳性の発達経路は異なるのではないかと考えた。葛藤が生じたとき、男性は状況を抽象化し、類似の状況に共通して妥当する法則を探し、同等の権利を持つ全員を等しく扱う正義によって解決する傾向が強いのに対して、女性は細やかな脈絡や各人の事情や必要を気づかうことで解決する傾向が強いのではないかとギリガンは推察した。そこで、ギリガンは人工妊娠中絶に対する対応の調査をもとに、女性に適合すると考えられる道徳性の発達理論を作り上げた。

ギリガンの道徳性の発達のレベルは前慣習的レベル、慣習的レベル、脱慣習的レベルの3つに分けられる。前慣習的レベルでは、自分自身の生活と将来を気づかって、中絶を戒める道徳を単なる拘束として受け止める。この自己中心性が次の慣習的レベルでは利己的として指弾され、代わって他人を気づかう社会的責任と責任を担う能力が自覚される。しかし、この段階では気づかう対象は他者に限られ、自分自身の主張が差し控えられる。この態度は自己犠牲に通じ、その耐えうる限度を超えてしまうと、大事にしてきた人間関係は崩壊せざるを得なくなる。とすると、自己犠牲を善と考えるのは誤りだと認識され、脱慣習的レベルが始まる。他者のみならず自分のことを気づかうのは「自分に対して正しい」。こうして、

誰もが気づかれなくてはならない傷つきやすい存在なのだという普遍性の認識が気づかいのなかに組み込まれる。

ギリガンは彼女が考案した発達理論をケアの倫理と呼び、コールバーグの道徳性の発達理論を正義の倫理と呼んで対置した。

正義の倫理は、類似の状況、類似の立場にあるひとの誰にも等しく適用される原理原則として倫理を思い描く。それに対し、ケアの倫理は、正義の倫理は現実の人々がおかれている文脈や状況を考慮しないことを批判する一方、身近な人間への気づかいを重視し、人間関係の良好な維持のために心を砕くことを倫理的と考える。

ケアの倫理は苦しんでいる人を気づかうというその精神から、社会の中で成り立っている既存の正義の観点からすれば、尊重すべき存在者の範疇から外れている存在（例えば、犯罪者、敵国の人間など）へのケアをも要請する。この意味では、ケアの倫理は正義の適用範囲を超えて適用される原理であるともいえる。すなわち、ケアの倫理は既存の正義を否定するというよりもむしろ、既存の正義による保護から外れた外部に対しても不当であるまいとする態度の表れである。

(2) 責任という原理

前節でみたケアの倫理は人間の傷つきやすさ、生命のもろさに焦点をあてた倫理理論であった。生命のもろさを考えると、人類全体が絶滅する事態すら想定できないわけではない。しかも、それは隕石の落下といった自然災害ではなく、地球規模で進む環境問題や核兵器といった人間が作り出したものが原因となりうる。その範囲の中で、未来の人類がどうなるかは人間の知識や力を超えた運命の問題ではなく、人間行為の、つまり倫理の問題と捉えることができる。

この問題に、哲学者ハンス・ヨナスは責任という規範を提示した。ある存在者 x が別の存在者 y に対して責任を負うとき、 x と y は対等の関係ではない。なぜなら、力がある者ほど重い責任を課せられるからである。例えば、今、 y が生命の危機に瀕している。 y 自身は自分でその危機を切り抜けることはできない。 y が生きながらえるか命を失うかは、 x がどうふるまうかによって決まるとすると、このとき、 x には y を存在せしめる責任が発生する。経済活動のありようによっては地球規模で生態系の破壊が進み、地球をいずれ人類の生存しがたい環境にしてしまうおそれがある以上、あるいはまた、核兵器の使用や度重なる原発事故が同じ惨事を引き起こしかねない以上、未来世代の存否は現在世代による。したがって、現在世代は未来世代に対してその存続に関する責任を担わざるをえない、としてヨナスは責任を原理として考えた。

この論法からすると、人類は絶滅に瀕している絶滅危惧種の生物の存続に対する責任も問われる立場になる。ヨナスの倫理理論は非対称な力関係をモデルとし、傷つけられうる対象の側から傷つける主体に向けて突き付けられる責任によって基礎づけられる。したがって、従来、倫理的に尊重すべき対象の範囲から見落とされていた未来世代の人間や人間以

外の自然が、倫理的に配慮すべきものとなる。

3. 動物供養の倫理を考察する

第2節で取り上げた事柄から動物供養について倫理的に考える。そして、動物解放論とは異なる視点を切りひらく。

1) 動物供養の倫理とは何か

動物に対する供養という行為は、一種の倫理的な行為として捉えたときに、どのような性格を持つだろうか。

第2節第2小節第1項で紹介した規範倫理学理論の類型で考えた場合、動物供養を帰結主義、義務論、徳倫理学などとして理解することも可能である。供養することで動物が成仏するという結果を引き起こそうとしていると捉えるなら一種の帰結主義的行為である。端的に自分が利用して命を奪った動物に対しては供養の義務を負うと考えるなら義務論である。そうした動物を供養もしないのはろくでもない人間だからという理由で供養をするなら徳倫理学である。ただ、通常の動物倫理の基礎にあるシンガー流の功利主義からは動物供養を理解するのは難しい。この理論は、他者に苦しみを与えてはならないという基本原則と、産業利用される動物が苦しむ能力を持つということから、そうした動物に対して配慮すべきだという結論を導く。しかし、動物供養はそもそも対象となる動物が死んだ後に（つまり苦しまなくなってから）行われるものである点から「苦しみ」という観点からは理解しにくい。

ここで、第2節第1小節第2項でみた動物供養を行っている動物実験施設や畜産動物の供養の主催団体において、目的としてもっと多くあげられた「感謝」という要素に注目したい。現代における動物供養は、自分たちが犠牲にした相手に感謝を捧げ、顕彰するという行為としての色合いが強くなっていると考えられる。供養を行う責任が我々に発生するのは、相手である動物が我々のために奉仕し、犠牲となってくれたからである。この構造は自分を頼らざるをえない相手に対してケアする責任が発生するというケアの倫理とよく似ている。供養する責任は犠牲や奉仕といった関係の上に発生する。つまり、犠牲への感謝は関係的な倫理の一形態として捉えることができる。供養をする相手が苦しむかどうかは焦点とならないのも、関係的倫理だとすれば自然に理解できる。また、犠牲への感謝という原理は直接的な根拠となるため、供養するという倫理的判断が下される理由としてわかりやすいものとなる。以後、動物供養の倫理は犠牲とそれへの感謝という関係的な倫理として捉えることにする。

また、第2節第1小節第1項で述べた日本独自の「愛護」という言葉にも注目したい。日本における人間と動物の関係に、この「愛護」という言葉はあるバイアスとしてはたらいてきた可能性がある。すなわち、問題のひとつの焦点は「愛」であり、人間側の心持ちだということを「愛護」という表現は暗示していると考えられるのである。よって、動物供養

の倫理でもその背景には「感謝する＝供養する」人間側の心持ちが大きく関わることになるのではないか。

動物供養の倫理は人間と動物の間の倫理を考えることから、捉え方によっては複雑にもなり、単純にもなる。もし、動物を人間と同じ土俵にあげ、対等に考えるとなると動物供養の倫理は一層複雑になる。なぜなら、人間と動物は互いに詳細な意思の疎通を図ることは難しく、人間は動物に対してありとあらゆる想定を考慮し平等に対処しなければならないからである。動物解放論ではこのように人間と動物を対等に扱った結果、動物の産業利用を根絶すべきだという現実的でない結論に至ってしまった。一方で、動物を人間とは対等ではない立場におくと話はかなり進みやすくなる。言い方は悪いが、人間の一方的な考えを動物に対して押し付けることができるからである。動物供養の倫理はどちらで捉えられるものなのか考えると、後者になる。動物供養の倫理を「犠牲に対する感謝」という関係的倫理だと位置づけ、日本の「愛護」という言葉からみられる動物に対して人間側の心持ちが大きく関わっていることを考えると、動物供養の倫理では人間と動物は対等な立場ではないとする方が適切だろう。

2) 考え方を取り入れる

(1) 動物供養とケアの倫理

ケアの倫理から動物供養について考えてみる。ケアの倫理では倫理的に尊重すべき対象が人間に限られるし、誰もが傷つきやすい存在であるということから、ケアする側もされる側も皆対等であるとされている。この時点で動物供養の倫理はケアの倫理では説明することができない。しかし、ケアの倫理では、ケア、(相手の必要としていることに気づく) 感受性、(相手の訴えに耳を傾ける) 応答性、(相手のために自分ができることを行う) 責任といった規範が重視されているが、これらは動物供養でも必要とされるものではないだろうか。動物供養の倫理を「感謝する＝供養する」側と「犠牲となる＝供養される」側の関係の間で成り立つとした場合、ケアする側とケアされる側で成り立つケアの倫理で重視される規範は、動物供養の倫理においてどのように考えることができるのだろうか。

まず、ケアについて考えてみる。これは日本語では「気づかい」と訳される。ケアの倫理において、ケアという概念には、「相手を大切に思う気持ち」と「相手のことが気がかりで心配する気持ち」の両面が含まれている。このケアという概念を動物供養の側にあてはめて考えてみる。まず、「相手を大切に思う気持ち」＝「動物を大切に思う気持ち」となるが、これは動物の犠牲への感謝を裏付けるものであると考えられる。また、「相手のことが気がかりで心配する気持ち」＝「死んだ動物のことが気がかりで心配する気持ち」とすると、この気づかう気持ちは犠牲となってくれたことへの感謝そのものと捉えることが可能ではないか。

(相手の必要としていることに気づく) 感受性と(相手の訴えに耳を傾ける) 応答性は動物供養そのものとは直接的に結びつかないが、間接的に結びつくものであると考えられる。

これらの規範は犠牲となる動物が生きているときにはたらくものであり、動物福祉につながるものである。この規範がはたらくのは動物に対して犠牲となってくれることに感謝の気持ちがあるからこそであると考えられる。

責任は関係的倫理において重要なものであると考えられる。なぜなら、責任ゆえに関係的倫理が生じるからである。よって、責任について考えることは関係的倫理である動物供養の倫理を掘り下げることにつながるであろう。これについては次項の責任原理で考察していく。

このように、動物供養の倫理はケアの倫理の理論すべてにそのままあてはまるわけではないが、気づかう側と気づかわれる側の関係で成り立つ倫理で共通する規範について確認することができた。

(2) 動物供養と責任原理

本項では責任について考える。前節で述べたように、動物供養の倫理を犠牲とそれへの感謝という関係性ゆえの倫理と捉えると、供養する責任というのは犠牲と感謝の関係の上に自動的に発生する。よって、動物供養の倫理という関係的倫理を掘り下げる上でこの責任について考えていく。そこで参考にするのがヨナスの責任原理である。

ヨナスの責任原理もケアの倫理と同様に、動物供養の倫理にそのままあてはまるものではない。なぜなら、責任原理は対象の存在を存続せしめるという、未来への責任についての話であるのに対し、動物供養の倫理では対象は死んでしまう（殺されてしまう）ことが前提としてあり、問われる責任は過去の行為に対するものだからである。しかし、責任原理は動物供養の倫理と同様に、人間以外の動物を倫理的に尊重する範疇に含めていることから、動物供養における責任の核心を責任原理の理論から考察することができるのではないかと考える。

責任原理では責任がむけられる存在者、つまり、責任の対象となるものの条件として、その存在者が存続するか消滅するかは私の力にかかっていることがあげられている。これについてヨナス（2000）は、責任がむけられる先は、私の外にあるが、私の力の及ぶ範囲にあり、私の力に依存しているか、あるいは、私の力によって脅かされている。そのものは、私の力にたいして、そのものがあるゆえに、ないしは、ありうるゆえにその存在する権利を対置し、「責任感情を触発された私の」道徳的意思をつうじて、私の力に「その存在を守る」義務を負わせる。その力は私の力であって、「そのもののありつづけるための」原因として関係しているのだから、これは私の問題である、としている。これは、責任は力の不均衡から生じるので、正義や権利と違い、もともと対等・互酬的ではない関係の間に成り立つということを同時に意味している。

この責任のあり方を動物供養の倫理に変換して考えてみよう。実験動物や畜産動物などの産業動物は生きている間、その存続を飼育者である人間に任されている。動物供養の倫理では、動物が存在を終えた後に供養するという責任が発生するというよりは、動物を飼育し

ている（人間の力に依存している）時点ですでに発生していると考えられる。なぜなら、産業動物は飼育されている時点ですでに人間の犠牲になることが決定しており、否が応でも人間の力の及ぶ範囲にあることになるからである。責任のむけられる対象である動物は飼育者である人間の力の及ぶ範囲にいることから、ヨナスの理論を用いると、動物がどのように扱われて犠牲となるかは人間の問題になる。よって、動物供養の倫理では、動物が生きているときにその扱いに気をつけるという責任と、動物の死後にも供養をするという責任があると考えられる。また、人間側によってすべてがかかっており、動物の死後にも責任を果たそうとするという点から、動物供養の倫理では、やはり「感謝する＝供養する」人間側の心持ちが特徴として表れていると考えられる。

責任原理の理論を参考にしたことから明らかとなったことは、動物供養の倫理では、ただ供養することだけがその倫理の持つ責任なのではなく、動物を飼育している段階から、すなわち、動物が犠牲となる前から責任が発生していることである。

3) まとめ

以上のことから、動物供養の倫理についての考察をまとめる。

まず、動物供養の倫理は人間と産業動物の間関係的な倫理であると考えられる。これは、産業動物が犠牲となってくれたことに対して人間が感謝するという関係、つまり、「感謝する＝供養する」人間側と「犠牲となる＝供養される」産業動物側の間関係である。よって、動物供養は人間が産業動物に感謝する行為であるとする。そして、この倫理の前提として、人間と産業動物は対等であるものとして扱わない。なぜなら、人間が産業動物を一方向的に犠牲にさせるという点や、産業動物の存在の存続は人間による点だけでなく、動物供養には日本独特の人間側の心持ちが表れていると考えられるからである。

動物供養の倫理では、犠牲に対して感謝をするという関係性と、産業動物はその存続と死が飼育者である人間の力によっていることから、人間には産業動物に対して産業動物が生きているときにその扱いに気をつけるという責任と、動物の死後にも供養をするという責任が発生している。このことから、産業動物が生まれてから犠牲となった後にまで、「産業動物を大切に思う気持ち」と「死んだ産業動物のことが気がかりで心配する気持ち」を含むケアという気づかいの精神を持つことが必要であることを動物供養の倫理は要請する。この気づかいの精神は犠牲への感謝を裏付けるものであるのと同時に犠牲となってくれたことへの感謝そのものなのである。また、その精神は産業動物が生きているときにも感受性と応答性をもって生活環境を気づかうことを自然に促すものとなる。

4. おわりに

本稿の目的は、動物解放論における動物の産業利用の根絶という極端すぎる主張に対して新たな見方を提示することであった。そこで、本稿では日本で広く普及している動物の供養について倫理的に考えるということを試みた。

動物供養の倫理ではシンガーの動物解放論と異なり、産業動物を人間と対等ではないと位置づけ、理論を構築してきた。この時点で人間と動物を対等でないことに賛成できない人々からみれば、動物供養の倫理は根本から受け入れられるものではないかもしれない。そこで、本稿では、動物解放論が「種差別」を批判し、人間も動物も平等にみることに對して、現実の人間と動物がおかれている文脈や状況への考慮が足りていないと考えた。だが、動物を産業利用することは動物から一方的に奪うことと同義であり、その是非については深く議論することができなかつたため今後の課題としたい。

また、本稿で考察した動物供養の倫理は日本的な要素をあまり取り入れることができなかった。今後は、動物供養という日本独特の儀式について深く検討することで違った倫理が導き出せるかもしれない。

最後に、動物の産業利用について、そもそもシンガーの動物解放論も動物供養の倫理もどちらも正しいとはいえないし、この問題は正解のないものなのだろう。しかし、動物解放論の極端な主張に疑問を持つ人々にとって、本稿がこの問題を考える上での参考になることができたのなら幸いである。

注1) ケアの倫理については第2節第3小節第2項で詳しく述べる。

2) これは倫理学のメタ倫理学とよばれる分野のものである。メタ倫理学は「善」とは何か、「倫理」とは何か、といった問題を扱う。

引用及び参考文献

ギリガン, キャロル (1986) 『もうひとつの声—男女の道德観の違いと女性のアイデンティティ』(岩男寿美子監訳) 川島書店.

ヨナス, ハンス (2000) [1984] 『責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み』(加藤尚武監訳) 東信堂.

ハーツォグ, ハロルド (2011) 『ぼくらはそれでも肉を食う』(山形浩生訳) 柏書房.

石田戠・濱野佐代子・花園誠・瀬戸口明久 (2013) 『日本人の動物観』東京大学出版会.

コールバーグ, ローレンス (1987) 『道德性の形成—認知発達のアプローチ』(永野重史監訳) 新曜社.

中村生雄 (2010) 『日本の宗教と動物観』吉川弘文館引用及び参考文献.

西川哲・森下直貴 (2011) 「実験動物の慰霊祭について考える—アンケートの結果から」『静岡実験動物研究会会報』37(1), 別冊: pp.2-6.

野林厚志編 (2018) 『肉食行為の研究』平凡社.

品川哲彦 (2007) 『正義と境を接するもの—責任という原理とケアの倫理』ナカニシヤ出版.

品川哲彦 (2015) 『倫理学の話』ナカニシヤ出版.

シンガー, ピーター (2011) 『動物の解放 [改訂版]』 (戸田清訳) 人文書院.
打越綾子編 (2018) 『人と動物の関係を考える—仕切られた動物観を超えて』 ナカニシヤ出版.
ウエストン, アンソニー (2004) 『ここからはじまる倫理学』 (野矢茂樹訳) 春秋社.

引用及び参考 WEB

「大阪市食肉市場畜魂祭」 <<https://www.shokuniku.co.jp/319>> (2019年1月20日に確認)

「家畜の冥福を祈る」 (JA 筑前あさくら)

<<http://www.asakura-fk-ja.or.jp/kouhou/m/000480.php>> (2019年1月20日に確認)

「畜魂慰霊祭」 (広島市食肉市場)

<<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1364703027084/index.html>> (2019年1月20日に確認)